

モルドバの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

モルドバ共和国（ルーマニア語では「Republica Moldova」。以下「モルドバ」という）²は、東欧の共和制国家である。西はルーマニア、その他はウクライナと国境を接している。黒海の近くに位置しているが、黒海に面してはおらず、内陸国である。国民の約8割は、ルーマニア系のモルドバ人である。公用語はルーマニア語³、首都はキシナウ、通貨はレイである。

「ベッサラビア」と呼ばれる現在のモルドバの地域には、14世紀に「モルダヴィア公国」が成立したが、1512年以降、300年間にわたり、オスマン帝国の宗主権下に置かれた。その後、1812年にはロシアに、また、1918年にはルーマニアに編入された。しかし、1924年、ソ連は、「ウクライナ・ソビエト社会主義共和国」の構成部分としての「モルダヴィア自治共和国」を創設し、さらに1940年には「モルダヴィア・ソビエト社会主義共和国」を創設した。それから約50年間にわたり、モルドバは、社会主義国としての時代を経た。1991年にモルドバは独立宣言⁴を行い、ソ連からの独立を果たし、国名を「モルドバ共和国」に変更する⁵とともに、独立国家共同体（C I S）創設協定に調印した。1992年には国連に、2001年にはWTOに加盟した。現在のモルドバは、軍事的には中立を維持したまま、最優先課題であるEUへの加盟を目指している。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² なお、現在のロシア連邦の構成主体の一つで、沿ヴォルガ連邦管区に属する民族自治共和国として、「モルドヴィア共和国」（ロシア語では「Республика Мордовия」）があるが、本稿のテーマである「モルドバ共和国」とは異なるものであるため、混同しないように注意されたい。

³ 憲法13条1項には、モルドバの公用語は、ラテン文字によるモルドバ語であると規定されている。しかし、ルーマニア語とモルドバ語は、実際にはほぼ同じ言語である。ルーマニア語ではラテン文字が使用されるのに対し、モルドバでは旧ソ連時代にはキリル文字が使用されていたが、ソ連からの独立に伴い、ラテン文字が復活した。2013年には、モルドバの憲法裁判所により、公用語はルーマニア語であるとされた。なお、モルドバでは、実際上は、ロシア語も広く使用されている。

⁴ 国家主権宣言の和訳は、『外国の立法 第30巻5号』（国立国会図書館調査立法考査局、1991年）202～204頁に掲載されている。

⁵ 本稿におけるモルドバの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2016年版』（二宮書店、2016年）378～379頁等を参照した。

ところで、1990年にモルドバ東部のドニエストル川沿岸地域(トランスニストリア地域)において「沿ドニエストル共和国」の独立が宣言されたため、モルドバとの武力紛争に発展した。ドニエストル川沿岸地域には多くのロシア人が居住し、ロシア軍が駐留しているが、「沿ドニエストル共和国」の独立は、国際的には承認されていない。この地域は、旧ソ連時代末期には、モルドバの国民総生産の40%を占める重工業地帯であった。現在、モルドバ政府はこの地域を実効支配できていないため、モルドバの産業構造は農業・食品加工に偏重しており、経済発展の足かせとなっている⁶。2011年以降、欧州安保協力機構(O S C E)等の仲介による停戦・和平交渉が再開されたが、紛争解決に向けた進展はみられない状況が続いている。2014年には「沿ドニエストル共和国」の議会がロシア連邦への編入を求める決議を採択する等の動きがあり、この地域が「第2のクリミア」になるのではないかと懸念されている。

モルドバの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。判例は直接的な法源としては認められていないが、事実上、重要な役割を果たしている。歴史的には、モルドバは、ロシアの支配を脱してルーマニアに編入された1918年から、ソ連の支配を受ける1940年まで、ルーマニアの一部としてルーマニアの法制度が適用されていたこと、モルドバではルーマニア語が広く用いられていること等から、モルドバの法制度は、ルーマニアの法制度の影響を強く受けてきたといえる。モルドバがソ連に編入された後はソ連法の影響を受けたが、それもソ連からの独立までであった。2002年から2003年にかけて、モルドバでは民法典、刑法典、民事訴訟法典及び刑事訴訟法典が新たに公布され、旧ソ連時代における法典は廃止された⁷。

II 憲法

1 総説

モルドバの現行憲法は、1994年7月29日にモルドバ議会により採択されて1994年8月27日に施行され、その後は現在まで幾度もの改正を受けた。モルドバの憲法は、共和制、法の支配、基本的人権の尊重、政治的多元性(1条、5条)、三権分立(6条)、憲法の最高法規性(7条)等の基本原理に立脚している。とくに、国家の正式なイデオロギーというものはないこと(5条2項)、永世中立を宣言し、領土内に外国の軍隊が駐留することを認めないこと(11条)等の規定が憲法に含まれていることが注目される。

モルドバの憲法の体系及び内容は、ルーマニア憲法に類似しているところが多いが、もちろん、相違点も少なくない(例えば、ルーマニアが二院制を採っているのに対し、モルドバは一院制を採っている)。

⁶ 服部倫卓著『ウクライナ・ベラルーシ・モルドバ経済図説』(東洋書店、2011年)14頁。

⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Moldova1.html>

なお、モルドバの憲法には、モルドバ南部の「ガガウズ自治区」の自治権に関する規定が置かれている（111条）。テュルク系のガガウズ人が多く住むガガウズ地区は、以前には、モルドバからの独立を主張していたが、憲法で自治権が認められたことから、モルドバ内にとどまることとなったものである。

現行のモルドバ憲法の主な体系は、表1のとおりである⁸。

表1：モルドバ憲法の主な体系

編	章	節	条文
第1編 基本的原則			第1条～第14条
第2編 基本的権利、自由及び義務	第1章 通則		第15条～第23条
	第2章 基本的権利及び自由		第24条～第54条
	第3章 基本的義務		第55条～第59条
第3編 公的機関	第4章 議会	第1節 組織及び機能	第60条～第67条
		第2節 議員の地位	第68条～第71条
		第3節 立法	第72条～第76条
	第5章 モルドバ共和国大統領		第77条～第95条
	第6章 内閣		第96条～第103条
	第7章 議会と内閣の関係		第104条～第106条の2
	第8章 行政		第107条～第113条
	第9章 司法	第1節 司法裁判所	第114条～第121条
		第2節 最高司法評議会	第122条～第123条
		第3節 検察庁	第124条～第125条
第4編 国家経済及び公共財政			第126条～第133条
第5編 憲法裁判所			第134条～第140条
第6編 憲法の改正			第141条～第143条
第7編 最終及び経過規定			第I条～第VIII条

⁸ モルドバ憲法の英訳は、モルドバ大統領府の下記ウェブページ等に掲載されている。
<http://www.presidente.md/eng/constitution>

2 統治機構

(1) 議会

議会は、モルドバ国民を代表する最高機関であり、国の唯一の立法機関である（60条1項）。議会は、一院制であり、101名の議員から構成される（同条2項）。議員は、国民の直接選挙により選任され（61条1項）、任期は4年である（63条1項）。

議会の権限としては、①法律、決定等を採択すること、②国民投票の実施を宣言すること、③法律の解釈を公布し、法規制の統一を図ること、④国内政策及び外交政策を承認すること、⑤軍事の方針を承認すること、⑥憲法の定めに従い行政権をコントロールすること、⑦条約を批准等すること、⑧国家予算を承認すること等がある（66条）。

議会は、憲法的法律、基本法、通常法という3種の制定法を制定することができる（72条1項）。憲法的法律は、憲法を改正するためのものである（72条2項）。基本法は、選挙制度、国民投票の実施、議会の組織及び機能、内閣の組織及び機能、憲法裁判所及び最高司法評議会等の組織及び機能、地方行政等の組織、政党の組織及び機能等のように重要な事項を対象とするものである（72条3項）。通常法は、憲法的法律及び基本法の対象範囲を除く全ての事項を対象とするものである（72条4項）。

議会は、選挙のあった日から30日以内に、大統領により召集される（63条2項）。議会の通常の会期は、毎年、2月から6月まで、及び9月から12月までに行われる（67条1項）。特別の会期は、大統領、議会の議長又は議員の3分の1の要求があった場合に行われる（67条2項）。

(2) 大統領

モルドバの大統領は、国家元首であり、国家を代表する（77条）。

大統領は、国民の直接選挙により選任される（78条1項）⁹。投票の半分以上を獲得した候補者が、大統領となる（78条3項）。大統領の任期は4年であり（80条1項）、3選は禁止されている（80条4項）。大統領選挙に立候補するためには、投票権を有する40歳を超えた者であり、モルドバの領土内に10年以上居住しており、公用語（ルーマニア語）を話す者でなければならない（78条2項）。大統領選挙の有効性は、憲法裁判所が確認することとされている（79条1項）。

大統領の権限としては、①議会を解散すること（85条）、②条約締結等の外交関係を処理すること（86条）、③軍の最高指揮官として国防に関する権限を行使すること（87条）、④

⁹ モルドバ憲法の2000年改正により、大統領の選出は議会の権限とされていた。しかし、2016年3月4日に下された憲法裁判所判決は、2000年改正を無効とし、大統領は、国民の直接選挙により選任されるべきものとした。

<https://moldovanpolitics.com/2016/03/09/controversial-ruling-by-moldovas-constitutional-court-reintroduces-direct-presidential-elections/>

法律を公布すること（93条）、⑤大統領令を發布すること（94条）、⑥その他、褒章の授与、市民権の付与、公務員の任命、恩赦の付与等（88条）がある。

（3）内閣

内閣は、国内政策及び外交政策を遂行し、行政府の一般的管理を行う（96条1項）。

内閣は、首相、第一副首相、副首相、閣僚、その他基本法により定められた者により構成される（97条）。首相候補者は、大統領から指名された後15日以内に、議会に対し、施政方針及び閣僚名簿につき信任投票を要求する。施政方針及び閣僚名簿は会期ごとに作成され、議会の多数決による信任を受けなければならない。大統領は、議会の信任投票に基づき、内閣を任命する（98条）。首相は、内閣においてリーダーシップを発揮し、閣僚の活動を調整する（101条1項）。

内閣は、決定、命令及び規則を採択することができる（102条1項）。決定は、法律の執行を確保するためのものである（102条2項）。命令は、議会の特別の授権により内閣に付与された権限に基づき、基本法の対象範囲を除く事項について発布されるものである（102条3項、106条の2）。規則は、内閣の内部的な活動の組織のためのものである（102条5項）。

議会は、多数決により、内閣不信任決議を行うことができる（106条1項）。議会在内閣不信任決議を行ったとき又は首相が辞任したときは、当該内閣は、新たな内閣による宣誓が行われるまで、行政事務の処理しか行うことができない（103条2項）。

（4）司法裁判所

モルドバの司法裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所及び地方裁判所がある（115条1項）。特別裁判所の設置は禁止されている（115条3項）。裁判官の独立性は認められている（116条1項）。司法裁判所の長官、副長官及び裁判官はいずれも、最高司法評議会の提案に基づき、大統領により任命される。裁判官の昇進及び異動は、本人の同意がなければ行うことができない（116条）。

最高司法評議会は、裁判官及び大学講師の中から選任される。任期は4年である。最高裁判所長官、司法大臣及び検事総長は、当然に、最高司法評議会の評議員となる（122条）。最高司法評議会の権限は、裁判官の任命、異動、罷免、昇進及び懲戒を行うことである（123条1項）。

検察庁は、社会一般の利益を代表し、法の支配及び市民の権利・自由を擁護し、刑事手続を監督し、司法裁判所において起訴を行う（124条1項）。検事総長は、議会の議長の提案に基づき、議会により任命される（125条1項）。検察官の任期は5年である（125条3項）。

（5）憲法裁判所

憲法裁判所は、モルドバで違憲審査を行う唯一の機関であり、他の機関から独立しており、

憲法にのみ拘束される（134条）。

憲法裁判所の権限には、①申立てに基づき、議会の法律及び決定、大統領令、内閣の決定及び命令、国際条約の合憲性を審査すること、②憲法の解釈を示すこと、③憲法改正案を策定すること、④国民投票の結果を確認すること、⑤議会選挙及び大統領選挙の結果を確認すること、⑥最高司法裁判所からの請求に基づき、法令の違憲の申立てを解決すること等がある（135条）。法律及び法規の全部又は一部は、憲法裁判所により判決が下されたとき、無効となる。憲法裁判所の判決は、最終のものであり、不服を申し立てることはできない（140条）。

憲法裁判所は、任期6年の6名の裁判官により構成される（136条1項）。うち、2名は議会、2名は内閣、2名は最高司法評議会により任命される（136条2項）。憲法裁判所の裁判官は、卓越した法律的知識、高い専門的素養及び法律分野、法学教育又は科学活動における15年以上の経験を有する者でなければならない（138条）。

3 人権

人権については、憲法の「第2編 基本的権利、自由及び義務」に主に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、モルドバ憲法においても、同様に保障されている。

1994年に採択され、その後は現在まで幾度もの改正を受けてきたモルドバ憲法は、比較的新しいものであるだけに、以下のとおり、多くの特徴的な人権規定を有している。即ち、①外国人及び無国籍者の保護（19条）、②死刑の禁止（24条3項）、③科学的・芸術的創造の自由及び知的財産権の保護（33条）、④情報アクセス権の保護（34条）、⑤健康保持に関する権利（36条）、⑥環境権（37条）、⑦母親、子供及び若年者の保護（49条・50条）、⑧障害者の保護（51条）等である。

また、国民の義務としては、国家への忠誠義務（56条）、国土の防衛義務（57条）、環境及び歴史的・文化的遺跡を保護する義務（59条）等が規定されている。

III 民法

モルドバは、1918年にルーマニアに編入されて以降、ルーマニアの一部となったため、ナポレオン民法典を起源とする1864年ルーマニア民法典が施行されていた。また、モルドバではルーマニア語が通用していること等から、モルドバの法制度は、ルーマニアの法制度の影響を強く受けてきたといえる。モルドバがソ連に編入された後はソ連法の影響を受けたが、それはソ連から独立するまでであった。

モルドバの民法典¹⁰は、2002年に公布され、2003年、2005年、2011年に改正された。

¹⁰ モルドバ民法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.ebrd.com/downloads/legal/core/moldova.pdf>

また、土地用法典及び家族法典はいずれも、2001年に公布され、2010年に改正された¹¹。

モルドバ民法典は、全5編、全1624条から構成されている。その編別構成は、「第1編 総則」(1条～283条)、「第2編 物権」(284条～511条)、「第3編 債務」(512条～1431条)、「第4編 相続法」(1432条～1575条)、「第5編 国際私法」(1576条～1624条)¹²となっている。

モルドバ民法典には、日本の民法典とは異なり、会社及び知的財産権等に関する規定も多く含まれていること等が特徴的である。

IV 会社法

モルドバに投資しようとする外国企業は、モルドバに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の代表事務所を設置することができる。代表事務所は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するモルドバ法人である。

モルドバに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、有限会社及び株式会社がある。これらはいずれも、出資者又は株主の責任が出資額を限度とする会社形態であるが、それぞれの特徴は、表2のとおりである¹³。

表2：モルドバの有限会社と株式会社の概要

名称	ルーマニア語(略称)	説明
有限会社	societate cu raspundere limitata (SRL)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資者は自然人でも法人でもよいが、1名以上50名以下でなければならない。最低資本金は最低賃金の300倍(約5,400レイ)。取締役は1名でも複数でもよく、定款に規定すれば3名以上の取締役から構成される取締役会を設置できる。1名以上の監査役を置くこともできるが、出資者が15名を超える場合は、監査役の設置は必須である。
株式会社	societate pe actiuni (SA)	株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社。出資者は自然人でも法人で

¹¹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Moldova1.html>

¹² 民法典の「第5編 国際私法」については、笠原俊宏著「モルドバ共和国の国際私法立法について—民法典及び家族法典中の国際私法規定—」(『東洋法学 57巻3号』(東洋大学法学会、2014年)所収)238～255頁に和訳が掲載されている。

¹³ 『Doing Business in Moldova』(BAKER TILLY、2015年)4～5頁。

		<p>もよく、人数に制限は無い。最低資本金は原則として 20,000 レイである。①登録資本金が 50 万レイ以上であり且つ 50 名以上の株主がいる場合、又は②株式を証券取引所に上場している場合等に該当するときは、法に従い外部監査を受けて情報を公開しなければならない。3 名以上の取締役から構成される取締役会を設置できるが、50 名以上の株主がいる場合、取締役会は 5 名以上の取締役で構成しなければならない。株主が 50 名未満の場合、株主総会が取締役会の権限を行使することができる。執行役（会）及び監査役会の設置も必須である。</p>
--	--	--

V 民事訴訟法

モルドバの現行民事訴訟法典は、2003 年に公布され、2011 年、2012 年に改正された¹⁴。

モルドバの司法裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所及び地方裁判所という通常の訴訟事件を管轄する系列がある。この系列の裁判所は、民事事件及び刑事事件を管轄する。

上記の系列のほかに、最高裁判所、経済裁判所及び巡回経済裁判所という経済関係の訴訟事件を管轄する経済裁判所の系列もある。

いずれの系列においても、最終審は最高裁判所である。最高裁判所には民事廷と刑事廷が設置されている。

最近、モルドバの議会では、裁判所の大規模な再編が検討されている。現在、モルドバには、最高裁判所 1 か所、控訴裁判所 4 か所、そして地方裁判所等 44 か所（経済裁判所 1 か所及び軍裁判所 1 か所を含む）がある。現在、全裁判所のうち 64% の裁判所では、そこに勤務している裁判官は 6 名未満、少ないところでは 1～2 名のところもあり、また、裁判官 1 名あたりの担当している事件数は、66 件から 2000 件超というように、かなりのバラつきがある。そこで、2017 年 1 月 1 日以降、「44 か所」の地方裁判所等につき、（キシナウの 5 か所の裁判所を 1 か所に統合する等して）「15 か所」になるまで削減し、各裁判所に 9 名以上の裁判官がいるようにするという裁判所再編計画が検討されている。これに伴い、経済裁判所及び軍裁判所はその活動を停止することになる¹⁵。

VI 刑事法

¹⁴ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Moldova1.html>

¹⁵ <http://crimemoldova.com/eng/news/politics/the-reorganization-of-the-courts-in-moldova-will-cost-more-than-a-billion-lei/>

モルドバの現行刑法典¹⁶は、2002年に公布され、2011年に改正された。また、現行刑事訴訟法典は、2003年に公布され、2011年に改正された¹⁷。

モルドバは、2006年に、例外的な状況下では死刑を適用することを認めていた憲法の規定を削除し、死刑を廃止した。モルドバの現行刑法典の規定する刑罰としては、①罰金、②一定の職又は一定の活動に従事する権利の剥奪、③軍、特別称号、階級（官等）及び国の勲章の剥奪、④地域での無報酬活動、⑤身柄拘束、⑥軍人の懲罰大隊への収用、⑦拘禁、⑧終身刑がある。

従前より、モルドバでは、人身売買、マネーロンダリング、汚職等の犯罪が多いといわれてきたところである。2015年には、約10億ドルという巨額の資金がモルドバの銀行から突然消失する事件が発生し、モルドバ政府・司法機関・金融関係者を巻き込んで大問題となった。EU加盟を目指してモルドバで実施されている様々な改革が進むことにより、近い将来、モルドバにおける法制度が整備され、且つ適切な法執行が行われるようになることを期待したい。

VII 参考資料

以上、モルドバ法の概要を簡単に紹介してきたが、モルドバ法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

モルドバ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Performing Legal Research: the Moldovan Experience」¹⁸等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.7』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第46回 モルドバ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁶ モルドバ刑法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.unodc.org/res/cld/document/criminal-code-of-the-republic-of-moldova_html/Republic_of_Moldova_Criminal_Code.pdf

¹⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Moldova1.html>

¹⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Moldova1.html>